

提出日：令和 年 月 日

ファイル送信システム（FTS）利用申込書

報道事業企業年金基金理事長 殿

| | | | |
|--------------------|--|-------------|--|
| 事業所番号 | | 事業所名 | |
| 事業所所在地 | 〒 - | | |
| 事務担当者 氏名 | (カナ) | 連絡先 電話番号 | |
| 事務担当者 メールアドレス*1 | (カナ) | | |
| 注意事項等*2 について | <input type="checkbox"/> 裏面に記載の『FTSの利用申込みに際しての注意事項等について』の内容を十分に理解しました。 | | |

*1：ご記載いただいたメールアドレスに、FTSを利用する際に必要なURLをお送りします。
ブロック体で、記載誤りのないようご記載ください。

*2：本申込書の裏面に記載の『FTSの利用申込みに際しての注意事項等について』をお読みいただき、ご理解いただいた上で、にチェックを入れてください。

FTSの利用に際して、上記のとおり申込書を提出します。

事業所名

事業主氏名

印

受付印

FTS の利用申込みに際しての注意事項等について

ファイル送信システム（以下、「FTS」といいます。）の利用申込みに際しては、以下の点に十分ご留意ください。

1. FTS の内容

FTS とは、キャノンマーケティングジャパン株式会社が提供するクラウドストレージサービス「HOME-BOX2」を利用し、クラウド上に作成された事業所ごとの専用フォルダに、各事業所の事務担当様が適用関係届をアップロードすることで、オンラインで適用関係届を提出することが可能となるシステムのことをいいます。

2. 利用申込みについて

本注意事項等をお読みいただき、表面の『ファイル送信システム (FTS) 利用申込書』（以下、「申込書」といいます。）に必要事項を記入・押印の上、当基金まで郵送にてお送りください。

当基金にて申込書を受領後、申込書にご記載いただいた事務担当様のメールアドレスに、専用フォルダにアクセスするための URL をお送りします。また、お送りいただいた申込書をコピーし、アクセスキーを記載したものを、事業所控として郵送にてお返しします。

3. 利用方法について

申込書を提出後に当基金より通知される URL・アクセスキーを用い、インターネットを介して専用フォルダにアクセスし、適用関係届をアップロードしてください。利用方法の詳細は、『ファイル送信システム (FTS) の利用方法について』をご参照ください。

4. FTS による提出が可能な適用関係届について

以下の全ての適用関係届について、FTS による提出が可能です。専用の書式を当基金のホームページ内の「適用事務（担当者様）」にアップロードしておりますので、ご使用ください。

なお、加入者証を除く添付書類についても、アップロードすることが可能です。（加入者証については別途郵送にてお送りください。）

- ・加入者資格取得届
- ・加入者資格喪失届
- ・基準給与変更届
- ・加入者基礎年金番号届
- ・加入者に関する（変更・訂正）届
- ・基準給与訂正届
- ・異動年月日訂正届
- ・異動通知書取消届
- ・事業主関係変更届
- ・加入者証再交付申請書
- ・二以上事業所勤務届

5. 利用の停止及び URL・アクセスキーの再発行について

URL・アクセスキーが外部に漏えいした場合、意図しないユーザーも

専用フォルダを閲覧できる状態になります。漏えいした場合または漏えいした可能性がある場合は、その旨を速やかに当基金までお知らせください。URL・アクセスキーを無効にした後、URL・アクセスキーの再発行を行うための手続きについてご案内します。

また、その他の理由により URL・アクセスキーの変更を行う必要がある場合や、FTS の利用を取りやめる場合についても、併せてお知らせください。

なお、FTS の提出用ファイルは、作成過程で自動的にパスワードがかかけられ、パスワードがかかった状態のファイルをアップロードすることになるため、URL・アクセスキーが漏えいし、意図しないユーザーが専用フォルダを閲覧した場合であっても、直接的な個人情報の流出にはつながりません。

6. 注意事項について

- ・利用に当たっては、インターネットに接続できる環境を備えたパソコン等の端末が必要です。
- ・取扱時間は終日・通年（24 時間・365 日）とします。（定期・臨時メンテナンス時は除きます。）
- ・24 時までアップロードされたものについて、その日に提出のあったものとみなします。ただし、土曜・日曜・祝日等の当基金の休業日にアップロードされたものについては、翌営業日にアップロードされたものとみなします。
- ・異動日（資格取得日等）が令和 4 年 4 月 1 日以降のものについて、利用することができます。
- ・利用に際しての手数料等はかかりません。
- ・URL・アクセスキーを共有することで、申込書に記載のあった事務担当者様以外にも、社会保険労務士事務所等の業務委託先や、事業所内の他の事務担当者様も FTS を利用できるようになります。ただし、その際は、URL・アクセスキーの外部漏えい防止のため、業務委託先や他の事務担当者様に十分な注意喚起を行ってください。
- ・申込書を提出する際は、本注意事項等の内容を理解した上で、自らの判断と責任において提出を行うものとします。個人情報を扱うシステムであることから、法令・社内規定等に従った上で利用申込みを行ってください。
- ・FTS の利用によって損害が生じた場合や、URL・アクセスキーが事業所または業務委託先等において漏えいした場合、当基金はその責任を負わないものとします。ただし、当基金に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。
- ・申込書を提出した場合、本注意事項等に記載されている内容について、理解し、同意したものとみなします。

以上